

## 第六波に向けた医療・療養体制の強化方針について

第五波においては、1日あたりの新規感染者数が最大で3千人を超えるなど、これまで経験したことのない感染の急拡大が発生した。しかしながら、病床については、各医療機関の多大な協力により、重症病床約600床、軽症・中等症病床約2,800床を確保し、軽症・中等症病床の使用率は最大90%に達したものの、確保病床数を上回ることなく乗り切ることができた。一方で、自宅療養者が最大1万8千人まで増加するとともに、想定を上回る患者の発生により、一部の保健所で業務のひっ迫が起り、患者をスムーズに医療や療養に繋ぐことが困難な状況も見受けられた。

こうした状況の中、患者の重症化を予防する効果のある新たな治療法である「抗体カクテル療法」が実施可能となったことから、宿泊療養施設や外来診療における投与体制を整備してきたところ。また、保健所からの連絡前に外来診療や宿泊療養等に繋がる仕組みについても整備を進めている。併せて、圏域ごとの病院連絡会の実施やサポート体制の構築など、地域における医療機能の分化等を推進している。

今後、概ね11月末頃には希望する府民全員へのワクチン接種が完了する見込みであるが、秋冬の人流拡大など感染機会の増加により、ワクチン未接種者を中心に感染拡大が起こる恐れがある。そのため、第五波を超える第六波の感染拡大に備え、病床の更なる確保が難しくなることや、多くの自宅療養者が発生することを想定し、早期の治療体制の確保や自宅療養者へのケアの充実により、重症患者の発生を抑制するという考え方のもと、下記の方針とあり医療・療養体制の強化を図っていく。

### 記

## ○基本方針

### 【方針1】 初期治療体制の強化（自宅・宿泊療養者に対する抗体カクテル療法等の充実）

- ◆入院患者に対する初期治療に加え、自宅療養者や宿泊療養者のうち重症化リスクの高い患者に対して、抗体カクテル療法等による初期治療を行い、重症化を予防する体制を強化する。

#### （1）自宅療養者に対する抗体カクテル療法等、初期治療体制の充実

- ・8月下旬より開始した、抗体カクテル治療等を行う外来診療病院や地域の往診体制のさらなる充実を図ることに加え、新たに、診療所等での外来診療体制や自宅・クラスター発生施設への往診体制の整備を進める。

また、これらを促進するため、外来医療機関への患者搬送体制の構築や圏域における抗体カクテル診療バックアップ医療機関の整備を進める。

#### （2）宿泊療養者に対する抗体カクテル療法等、初期治療体制の充実

- ・宿泊療養者への支援として、ホテル抗体カクテルセンターの設置、連携病院による往診や抗体カクテル療法の実施、オンライン診療体制のさらなる充実を今後も拡充していくとともに、新たに、宿泊療養施設に「臨時の医療施設」を併設し治療を行う「診療型宿泊療養施設」の整備・拡充を図り、宿泊療養施設での初期治療体制を充実させる。

## **【方針2】 圏域ごとのネットワーク体制の構築（圏域ごとの体制整備・連携強化）**

- ◆感染拡大時における地域全体での医療・療養体制の在り方について、地域の状況に応じた受入病院の機能分担、病病・病診連携体制等を構築する。

### **（1）圏域ごとの体制整備・連携強化**

- ・これまでも病院連絡会等の開催を通じ、圏域ごとの認識の共有を図りつつ、感染拡大時の緊急的な患者対応方針や、妊産婦・小児・精神等を含めた機能分化連携を進めてきたが、今後、これらの各圏域における医療機能の過不足の検証を行っていく。
- ・これまで府入院フォローアップセンターで一元的に行ってきた入院調整について圏域内での入院調整の一部実施を行うことや、確保病床を迅速に活用できるよう転院調整方法も含めた連携体制の構築を進め、圏域ごとの体制整備・連携強化の取組を具体化していく。

## **【方針3】 ひっ迫時に備えた保健所連絡前の医療へのアクセス確保（検査、外来診療、自宅往診、宿泊療養施設へのアクセス確保）**

- ◆感染拡大時の保健所業務のひっ迫により、患者が医療や療養につながらない状況を改善する。

### **（1）検査・外来診療へのアクセス確保**

- ・抗体カクテル外来診療病院への受診を、保健所のみならず、陽性診断を行った診療・検査医療機関からの紹介により受診できる仕組みを確実なものにしていく。
- ・さらに、診療・検査医療機関による検査陽性者の家族等、濃厚接触者への検査については、既に国通知を周知しているところであるが、濃厚接触者の情報を保健所とも情報共有しながら実施できる仕組みを検討していく。

### **（2）自宅往診、宿泊療養施設へのアクセス確保**

- ・自宅療養者へのオンライン診療機関の紹介に関し、大阪府医師会のコールセンターにより保健所からの連絡前に依頼できる取組（試行実施）を引き続き進めていただく。
- ・新たな取組として、保健所からの連絡が来ない自宅待機者が、保健所連絡前に緊急的に宿泊療養を予約・入所することができる宿泊療養予約緊急コールセンターを試行実施する。